政令第三百九十六号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第二条第三項、第三条第五項、第五条、第三十条第一項及び第三十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十三　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

第三条中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

第四条の表第一号中「第一条第一号」を「第一条第一号から第五号まで、第八号及び第十一号から第十三号まで」に改め、同表中第二号から第五号までを削り、同表第六号中「第一条第六号」の下に「、第七号、第九号及び第十号」を加え、同号を同表第二号とし、同表中第七号から第十二号までを削る。

第六条第四項中「期間は、」の下に「同項の情報の提供の求めがあった日から起算して」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中「及び第三号」を削り、「経済連携協定の」を「当該経済連携協定の」に、「第二種特定原産地証明書」を「法第二条第四項に規定する第二種特定原産地証明書（以下「第二種特定原産地証明書」という。）」に、「次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の中欄に定める期間」を「その求めがあった日の翌日から起算して六月」に、「同表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間」を「その求めがあった日の翌日から起算して三月」に改め、同項の表を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「期間は、」の下に「同項の情報の提供の求めがあった日から起算して」を加え、同項ただし書中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一条第十三号に掲げる経済連携協定に係る法第三十条第一項の政令で定める期間は、同項の情報の提供の求めを受けた日から起算して四十五日とする。ただし、当該経済連携協定の締約国たる外国に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、当該物品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国と当該外国との間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。

第六条第一項中「第一条第一号から」を「第一条第五号から」に、「経済連携協定の」を「当該経済連携協定の」に改め、「あっては」の下に「その求めを受けた日の翌日から起算して」を加え、同項の表中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、同表第六号中「第一条第六号」の下に「、第八号、第十一号及び第十二号」を加え、同号を同表第二号とし、同表中第七号を第三号とし、第八号を削り、第九号を第四号とし、第十号及び第十一号を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第一条第一号に掲げる経済連携協定に係る法第三十条第一項の政令で定める期間は、当該経済連携協定の締約国たる外国に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された日以後最初に当該物品が法第二条第二項に規定する特定原産品（以下「特定原産品」という。）であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあってはその求めがあった日の翌日から起算して六月とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあってはその求めがあった日の翌日から起算して三月とする。

2　第一条第二号から第四号までに掲げる経済連携協定に係る法第三十条第一項の政令で定める期間は、当該経済連携協定の締約国たる外国に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された日以後最初に当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあってはその求めを受けた日から起算して三月とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあってはその求めを受けた日から起算して二月とする。

8　第二条第三号に掲げる経済連携協定に係る法第三十条第三項の政令で定める期間は、当該経済連携協定の締約国たる外国に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された日以後最初に当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあってはその求めを受けた日の翌日から起算して三月とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあってはその求めを受けた日の翌日から起算して二月とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令第一条第十三号に掲げる経済連携協定に係る経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、同法第九条から第十一条まで、第十四条第一項及び第二項、第二十四条第一項並びに第三十二条第一項（手数料の認可に係る部分に限る。）の規定の例により行うことができる。

経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十七号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十二項及び第十三項、第八条の二第十項及び第十一項、第百二十五条第二項並びに第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第八条の二第十二項若しくは第十三項」を「第八条の二第十項若しくは第十一項」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項中「前項第十号」を「前項第九号」に改め、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第九号」に改める。

第三十八条第一項第一号中「四分の二」を「十分の五」に改め、同号イ中「ものを」を「者を」に改め、同号イ(1)中「すべて」を「全て」に、「次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イ」を「以下この項及び次条第一項」に改め、同号ハ中「又は第五号ロ」を「、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ又は第八号ロ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの